

監 査 報 告 書

平 成 26 年 12 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第17号

平成26年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

黒田一美 (印)

藤田孝夫 (印)

藤川泰延 (印)

山本亮三 (印)

監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、平成26年6月18日から11月17日までの間に実施した本庁、地方機関及び財政的援助団体等の監査の結果を別添のとおり提出します。

なお、同法第199条の2の規定により、監査委員藤川泰延は労働委員会事務局の監査を、監査委員山本亮三は出納局の監査を実施しておりません。

一 目 次

第1 監 査 の 実 施	1
1 監 査 の 実 施 方 針	3
2 監 査 の 対 象	3
第2 監 査 の 結 果	7
1 総 括	9
2 指 摘 の 状 況	9
3 主 な 指 摘 事 項	12
4 留 意 ・ 改 善 事 項	15
第3 指 摘 項 目 の 内 容	19
1 本 庁	21
2 地 方 機 関 等	31
3 財 政 的 援 助 団 体 等	42

第 1 監 査 の 実 施

1 監査の実施方針

(1) 定期監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。監査の実施に当たっては、重点監査項目（補助金事務、収税事務）に留意した。

(2) 財政的援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助等に係る出納及び出納に関連する事務の執行が適正に行われているかを主眼として、監査を実施した。

2 監査の対象

(1) 定期監査

監査の対象とした本庁の部局及び51地方機関等の名称並びに監査の実施日は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施日
企画県民部	平成26年9月8～9日
健康福祉部	平成26年8月20～21日
産業労働部	平成26年8月19日、8月28日
農政環境部	平成26年8月28日、9月5日
県土整備部	平成26年8月29日、9月1日
出納局	平成26年8月18日
企業庁	平成26年8月12日
病院局	平成26年8月12日
議会事務局	平成26年9月1日、11月17日
監査委員事務局	平成26年8月19日
人事委員会事務局	平成26年9月1日
労働委員会事務局	平成26年8月27日
教育委員会事務局	平成26年9月5日
警察本部	平成26年8月27日
企画県民部 兵庫陶芸美術館	平成26年8月4日
神戸県民センター	平成26年7月8～9日
阪神南県民センター	平成26年7月17～18日
阪神北県民局	平成26年7月24～25日
丹波県民局	平成26年7月29日、8月1日

実施機関名	監査実施日
自治研修所	平成26年7月10日
健康福祉部 県立健康生活科学研究所	平成26年7月10日
西宮こども家庭センター	平成26年7月18日
川西こども家庭センター	平成26年7月28日
女性家庭センター	平成26年6月18日
県立男女共同参画センター	平成26年7月10日
県立総合衛生学院	平成26年7月10日
動物愛護センター	平成26年7月22日
精神保健福祉センター	平成26年7月10日
産業労働部 県立工業技術センター	平成26年7月9日
県立神戸高等技術専門学院	平成26年7月10日
県立障害者高等技術専門学院	平成26年6月18日
兵庫障害者職業能力開発校	平成26年7月28日
旅券事務所	平成26年7月10日
農政環境部 森林動物研究センター	平成26年8月4日
企業庁 猪名川広域水道事務所	平成26年7月14日
北摂広域水道事務所	平成26年7月14日
東播磨利水事務所	平成26年7月14日
姫路利水事務所	平成26年7月10日
阪神・淡路臨海建設事務所	平成26年7月14日
情報公園都市建設事務所	平成26年7月10日
播磨科学公園都市まちづくり事務所	平成26年7月11日
病院局 県立尼崎病院	平成26年7月28日
県立塚口病院	平成26年7月11日
県立西宮病院	平成26年7月11日
県立加古川医療センター	平成26年7月28日
県立淡路医療センター	平成26年7月28日
県立光風病院	平成26年7月11日
県立柏原病院	平成26年8月1日
県立こども病院	平成26年7月9日
県立がんセンター	平成26年7月28日
県立姫路循環器病センター	平成26年7月28日
県立粒子線医療センター	平成26年7月11日

実施機関名	監査実施日
教育委員会 阪神教育事務所	平成26年7月18日
丹波教育事務所	平成26年8月4日
県立美術館	平成26年6月18日
県立人と自然の博物館	平成26年7月28日
柏原高等学校	平成26年6月24日
氷上西高等学校	平成26年6月24日
氷上高等学校	平成26年6月24日
篠山鳳鳴高等学校	平成26年8月4日
篠山産業高等学校	平成26年8月4日
篠山東雲高等学校	平成26年8月4日
氷上特別支援学校	平成26年6月24日
公安委員会 篠山警察署	平成26年8月4日
丹波警察署	平成26年8月4日

(注) 議会選出の監査委員黒田一美及び藤田孝夫は、議会事務局の政務活動費の監査は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため監査の執行辞退を申し出、政務活動費の監査を実施していない。

(2) 財政的援助団体等監査

監査の対象とした14団体の名称、財政的援助等の区分及び監査の実施日は次表のとおりである。

実施団体名	財政的援助等の区分	監査実施日
公益財団法人 兵庫県芸術文化協会	補助金、公の施設の管理	平成26年10月30日
公立大学法人 兵庫県立大学	出資、補助金、交付金	平成26年11月4日
公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金	出えん、交付金	平成26年11月4日
公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金	出えん	平成26年10月29日
公益財団法人 兵庫県青少年本部	出えん、補助金、公の施設の管理	平成26年10月30日
公益財団法人 ひょうご産業活性化センター	出えん、補助金、交付金、貸付金、損失補償	平成26年11月4日
公益財団法人 兵庫県国際交流協会	出えん、補助金、交付金、貸付金	平成26年10月29日
公益財団法人 ひょうご環境創造協会	補助金、交付金、公の施設の管理	平成26年10月30日
公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター	出えん、交付金、公の施設の管理	平成26年11月4日
兵庫県土地開発公社	出資、貸付金、利子補給、債務保証	平成26年10月29日
兵庫県道路公社	出資、債務保証	平成26年10月30日

実 施 団 体 名	財政的援助等の区分	監査実施日
公益財団法人 兵庫県園芸・公園協会	補助金、交付金、負担金、公の施設の管理	平成26年11月4日
兵庫県住宅供給公社	出資、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、公の施設の管理	平成26年10月29日
公益財団法人 兵庫県体育協会	出えん、補助金、公の施設の管理	平成26年11月4日

第 2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、指摘事項は40機関等において117項目であった。内容面では収入事務が47項目、経理処理が15項目で、両事務で全指摘項目の過半数を占めている。

特に、収入事務については、県税及び県税に付随する税外収入（以下「県税等」という。）の収入未済額が大幅に減少するなど担当部局の徴収努力等により収入未済額が減少しているものの、依然として多額となっていることから、税収強化対策本部や債権管理推進本部を中心として収入の促進に引き続き努められたい。また、収入未済が生じている財政的援助団体等についても、収入の促進に引き続き努めるとともに、県所管部局においては当該団体を適切に指導されたい。

このほか、指摘事項の中には基本的な確認等が不十分なことに起因する事務処理誤りが依然として多く発生していることから、同様の誤りを繰り返すことのないよう、効果的なチェック体制を構築することにより適正な事務処理に取り組まれたい。

なお、指摘事項を踏まえて、事務執行を適正に推進していくうえで特に必要と思われる項目を「留意・改善事項」として取りまとめたので、今後の事務執行等に際して配意を願いたい。

2 指摘の状況

(1) 定期監査

本庁及び地方機関等ごとの指摘項目数は次表のとおりである。

機 関 名	預 算 行	収 入	出 欠	財 産	事 務	補 給	契 約	経 営 成 績	経 理 処 理	そ の 他	計	指 摘 項 目 の 内 容
本 庁												
企画県民部		6					1				7	21頁
健康福祉部	1	2	3			1	1				8	22頁
産業労働部		1		1							2	24頁
農政環境部		2					2				4	26頁
県土整備部		2		1			1				4	27頁
企業庁		1		1							2	28頁
病院局		1						1			2	28頁
議会事務局										1	1	29頁
教育委員会事務局		1				1					2	29頁
警察本部		2									2	30頁
小計（10部局）	1	18	3	3		2	5	1		1	34	—

機 関 名	預 算 額	収 入	支 出	財 産	工 事 費	補 助 費	契 約 費	経 営 成 績	経 理 処 理	そ の 他	計	指 針 の 内 容
地方機関等												
兵庫陶芸美術館		1									1	31頁
神戸県民センター		2		2							4	31頁
阪神南県民センター		4		3							7	32頁
阪神北県民局	1	2	1	3	1						8	33頁
丹波県民局				2							2	34頁
県立健康生活科学研究所							1				1	35頁
西宮こども家庭センター		1									1	35頁
川西こども家庭センター		1									1	35頁
県立工業技術センター			1				1				2	35頁
兵庫障害者職業能力開発校										1	1	36頁
猪名川広域水道事務所									1		1	36頁
姫路利水事務所				1							1	36頁
播磨科学公園都市まちづくり事務所		1									1	36頁
県立尼崎病院		1	1								2	36頁
県立塚口病院		1	1						2		4	37頁
県立西宮病院		1									1	37頁
県立加古川医療センター		1					1	1	3		6	37頁
県立淡路医療センター		1	1				1	1	3		7	38頁
県立光風病院	1	1	1				2	1	1		7	39頁
県立柏原病院		1					1	1	1		4	39頁
県立こども病院		1							1		2	40頁
県立がんセンター		2									2	40頁
県立姫路循環器病センター		1	1						1		3	40頁
県立粒子線医療センター		1	1						1		3	41頁
丹波教育事務所		1									1	41頁
県立人と自然の博物館		1	2								3	41頁
篠山鳳鳴高等学校			1								1	42頁
小計 (27機関)	2	26	11	11	1		7	4	14	1	77	—
合計 (37機関)	3	44	14	14	1	2	12	5	14	2	111	—

なお、次の本庁及び地方機関等については指摘はなかった。

(本庁)

出納局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局

(地方機関等)

企画県民部	自治研修所
健康福祉部	女性家庭センター、県立男女共同参画センター、県立総合衛生学院、動物愛護センター、精神保健福祉センター
産業労働部	県立神戸高等技術専門学院、県立障害者高等技術専門学院、旅券事務所
農政環境部	森林動物研究センター
企 業 庁	北摂広域水道事務所、東播磨利水事務所、阪神・淡路臨海建設事務所、情報公園都市建設事務所
教育委員会	阪神教育事務所、県立美術館、柏原高等学校、氷上西高等学校、氷上高等学校、篠山産業高等学校、篠山東雲高等学校、氷上特別支援学校
公安委員会	篠山警察署、丹波警察署

(2) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等の指摘項目数は、次表のとおりである。

団 体 名	収	約 務	経 理 処 理	合計	指摘の内容
公立大学法人 兵庫県立大学		2		2	42頁
公益財団法人 ひょうご産業活性化センター	1			1	42頁
兵庫県住宅供給公社	2		1	3	42頁
合 計 (3団体)	3	2	1	6	—

なお、次の財政的援助団体等については指摘はなかった。

公益財団法人兵庫県芸術文化協会、公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金、公益財団法人兵庫県青少年本部、公益財団法人兵庫県国際交流協会、公益財団法人ひょうご環境創造協会、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、公益財団法人兵庫県園芸・公園協会、公益財団法人兵庫県体育協会

3 主な指摘事項

指摘のあった40機関等、117項目のうち、主な指摘事項とその内容は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

ア 県税等の収入未済について

県税等の収入未済額は16,662,962,350円で、前年度と比較すると2,485,414,272円減少（減少率13.0%）しているものの、今回の報告の中で指摘している収入未済額28,534,711,061円（財政的援助団体等分を除く。）の58.4%と大きなウエイトを占めている。

イ 県税等以外の収入未済について（一般会計及び特別会計分）

県税等以外の収入未済額は11,871,748,711円で、その主なものは小規模企業者等振興資金特別会計における中小企業高度化資金（7,234,882,807円）及び県営住宅事業特別会計における住宅使用料等（2,225,447,472円）であり、前年度と比較すると250,284,763円増加（増加率2.2%）している。

ウ 財政的援助団体等の収入未済について

(ア) 割賦設備償還金等の収入未済額は、前年度と比較すると83,665,029円減少（減少率10.0%）しているものの、752,666,097円となっている。（公益財団法人ひょうご産業活性化センター）

(イ) 公社住宅に係る家賃等の収入未済額は、前年度と比較すると26,087,321円減少（減少率6.2%）しているものの、391,579,195円となっている。（兵庫県住宅供給公社）

(2) 補助事業について

補助金額の算定誤り等により補助金が過大支出となったものが、次のとおりあった。

ア 小児救急医療相談事業において、補助対象外である経費を控除せず補助金額を算定したため、補助金が2件、92,000円過大支出となっていた。（健康福祉部）

イ 消費税及び地方消費税の申告により補助事業における仕入れに係る税額控除が確定した場合は、補助事業者から税額控除の状況を報告させ、補助金の一部を返還させる必要があるが、当該税額控除は生じていないとする誤った内容の報告書を受理したため、文化財保存整備費等補助事業において、補助金が1件、308,122円過大支出となっていた。（教育委員会事務局）

(3) 経理事務について

医療施設運営費等補助金等で生じた国庫支出金返納金22,147,438円を国が指定した期限までに返納しなかったため、延滞金が83,327円発生していた。(健康福祉部)

(4) 契約事務について

ア 契約金額が200万円を超える契約の締結に当たっては、契約上の義務の履行を確保するとともに、履行しない場合の損害の補填を容易にするため、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、これを行わないまま契約を締結していたものや徴収額が不足していたものが、次のとおりあった。

(ア) 契約保証金の徴収等をしていなかったもの：6機関等、9件(健康福祉部1件、契約額5,250,000円/農政環境部2件、契約総額69,427,650円/県土整備部1件、契約額4,725,000円/県立健康生活科学研究所3件、契約総額11,933,565円/県立淡路医療センター1件、契約額3,570,000円/公立大学法人兵庫県立大学1件、契約額4,505,760円)

(イ) 契約保証金が不足していたもの：2機関、4件(県立加古川医療センター1件、不足額450,000円/県立光風病院3件、不足額206,138円)

イ 予定価格が250万円を超える工事については、競争入札により契約を締結する必要があるが、一括発注すべき一連の工事を250万円以下の数件の工事に分割し、随意契約により契約していたものがあつた。(県立光風病院、契約総額8,185,800円/県立柏原病院、契約総額20,319,600円)

ウ 放射光施設に係る業務委託等において、完了検査における実績確認を適切に行わなかったため、完了していない業務があるにもかかわらず全て完了したのものとして契約代金の全額を支出していたものがあつた。(企画県民部1件/公立大学法人兵庫県立大学2件)

(5) 給与事務について

ア 単身赴任手当については、異動等により同居していた配偶者と別居し、単身生活を常況とすること等を支給要件としている。この支給要件を満たさない職員に対して手当を支給したため、348,000円過大支給となつていた。(健康福祉部)

イ 期末手当については、職員として在職した期間に応じて支給されるが、一定の事由に該当する場合は在職期間から除算される。長期自主研修による休職を命じられた期間については在職期間から除算する必要がないにもかかわらず、誤って除算したため、205,595円過少支給となつていた。(阪神北県民局)

(6) 政務活動費について

元議員による政務活動費の不自然な充当を機に、全議員の政務活動費について4年の任期中に少なくとも一度は監査を実施するとの考えのもと、議会が行う政務活動費の制度及び運用の見直しの一助ともなるよう、対象とする会派、議員数を拡充するとともに、領収書等の確認を抽出から全数に変更するなど定期監査の体制を充実し、平成26年度は3会派、31名の議員（元議員1名を含む。）について監査を実施した。（議会事務局）

ア 監査の結果、錯誤等により、平成25年度収支報告書の金額訂正が必要なものが、実人員10名、639,560円あった。

(ア) 返還を要するもの	実人員 8名	602,011円
・ 県外視察について、訪問先での説明聴取等が行われず、政務活動に該当しないもの		259,855円
・ 案分率の適用が不適切であったもの		183,444円
・ 前金払した視察経費の精算が誤っていたもの		69,424円
・ 誤った領収書を計上したもの		63,900円
・ 充当額の算定を誤ったもの		17,512円
・ 経費の重複計上によるもの		7,876円
(イ) 政務活動の支出額が収入額を上回っており、訂正すべき経費を支出額から除外しても返還が生じないもの	実人員 2名	37,549円
・ 政党活動経費に充当したもの		23,900円
・ 視察経費に食事代を充当したもの		13,400円
・ 誤った領収書を計上したもの		249円

なお、すべての収支報告書について既に訂正が行われ、返還を要するものについては11月13日までに全額が返還された。

イ 上記アとは別に、元議員1名の政務活動費の充当が刑事事件にまで及ぼうとしていることは、誠に遺憾である。

(参考)

県議会による全会派、全議員を対象に行った点検の結果、平成25年度収支報告書の金額訂正が必要となったものが1会派、実人員23名、2,455,414円あり、うち返還を要するものは1会派、実人員19名、2,311,597円であった。

4 留意・改善事項

留意・改善事項は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

平成25年度末における本県の収入未済額は、前年度と比較すると、県税等の収入未済額が大幅に減少するなど担当部局の徴収努力等により全体としては減少しているものの、依然として多額である。第3次行財政構造改革推進方策において自主財源を最大限に確保することがうたわれていることを踏まえ、税込強化対策本部や債権管理推進本部を中心に、収入未済に対する徴収力の強化や新規滞納の発生防止に全庁横断的に取り組むことにより、収入の促進に引き続き努められたい。

また、財政的援助団体等における収入未済額も多額となっている。県行政の実施機関としての役割も担う財政的援助団体等においては事業の円滑な推進のためにも収入の促進に努めるとともに、県所管部局においては当該団体を適切に指導し、連携して収入未済額の縮減に努められたい。

(2) 契約事務について

今回の報告において、契約保証金の徴収漏れや一連の工事の数件への分割等が複数機関で発生するなど、契約事務について財務規則等の規定に沿わない不適切な事務処理が見受けられた。

地方公共団体である本県の行う契約については、会計規律を維持しつつ公益を実現するため、法令や財務規則等で遵守すべきルールが規定されており、これを逸脱した事務処理を行った場合には県に損害が生じる可能性もあることから、契約事務に携わる全ての職員はこのことを十分に認識し、財務規則等の規定に沿った事務処理を行うよう注意されたい。

また、管理・監督職員は契約準備行為から実績確認に至る一連のプロセスの中でチェックすべきポイントを明確に示し、これを確実に確認するなど実効性の高いチェック体制の確立に努められたい。

(3) 給与事務について

今回の報告において、基本的な確認が不十分なこと等に起因する給与関係の支給誤りが依然として見受けられた。

給与事務については、近年、総務事務システムや人事給与システムの導入等により効率化と処理誤りの防止が図られているところである。については、適正な事務処理の前提となる制度の正しい理解に努めることはもちろんのこと、研修等を通じてシステムを活用した事務処理方法の十分な習熟に努めるとともに、管理・監督職員が適切なタイミン

グで的確にチェックを実施することにより、支給誤りの防止の徹底に努められたい。

なお、支給誤りが多く、かつ現時点でシステムによる対応が図られていない事務については、システムによる対応の検討を進められたい。

(4) 政務活動費について

定期監査における政務活動費の制度及び運用上の課題とその改善を求めた内容は次表のとおりである。

ア 9月1日に実施した監査において、その時点で明らかになっていた制度及び運用上の課題とその改善について議会事務局に対し検討を要請した。

改善を求めた内容の多くは、10月1日に改正、施行された兵庫県政務活動費の交付に関する条例等に基づく新たな政務活動費制度において、会計帳簿、活動報告書等の作成、提出及び公表の義務づけ、領収書の記載事項の明確化、支払証明書の原則廃止、切手購入の限度額の設定と受払簿の整備、議長の調査権の強化などの形で対応が図られた。

イ この仕組みが有効に機能するためには、議長による会派及び議員に対する適正運用の周知徹底、議会事務局による実効あるチェック体制の確立、新たに設置された「兵庫県議会政務活動費調査等協議会」の活用等が不可欠と考えられる。

ウ 現在、議会においては海外視察や親族雇用の基準が検討されているが、年度区分の明確化、前払金の精算の確認も含め、政務活動費の制度及び運用の不断の見直しに意を用いられたい。

エ 今後とも、透明性の確保に向けた取組みが着実かつ適確に進められ、県民の信頼のもとに、より一層充実した政務活動が展開されることを期待する。

区 分	制度及び運用上の課題	改善を求めた内容
目的物の記載のない領収書等	<ul style="list-style-type: none">手引では、領収書等に目的物や日付、宛名等の記載がない場合、領収書等添付様式備考欄への内容の記載や内容が確認できる書類の添付を求めているが、これらのない領収書等に基づき充当がなされた事例が多数見受けられた。 クレジットカード利用明細に目的物等が記載されない点を利用して、不適切な充当を行っていた事例が見受けられた。	<ul style="list-style-type: none">目的物の表示、受取人の記載、領収日等、手引に記載する領収書の要件を備えたもののみを充当対象とすること。(会派・議員による領収書等添付様式への補足記載は原則廃止。)口座振替については相手方からの請求書等、クレジットカード払いの場合は売上票等の相手方が発行する書類の添付を義務づけること。

区 分	制度及び運用上の課題	改善を求めた内容
支払証明書	<ul style="list-style-type: none"> 支払証明書は、自動券売機で切符を購入した場合などに、議員の申告のみで充当が可能な仕組みである。このことを利用して出張経費への不適切な充当を繰り返した事例が見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則廃止とし、相手方から領収書が発行されないものに限定すること。 やむを得ず、支払証明書を利用する場合は、具体的な使途や内容を記載すること。
政務活動に係る活動内容の実績報告等	<ul style="list-style-type: none"> 海外調査における行程表及び成果に係る報告書は政務活動費への充当が適正かを判断する重要な書類であるが、提出資料とされていないため、直ちに確認することができなかった。 県外調査、要請陳情等活動については行程表等の作成義務がないため、書面による活動内容の確認ができない事例が見受けられた。 政務活動費を充当して作成した県政報告紙等については、提出資料とされていないため、直ちに確認することができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外、国内を問わず視察（調査）に当たっては、行程表・実績報告書の提出を義務づけること。 要請陳情等活動についても、活動内容が分かる書面の提出を義務づけること。 県政報告紙等の印刷物については、現物の提出を義務づけること。
切手の購入のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 切手の年度を超えた使用は禁止されていないが、当事務局の予備監査時点（8月）において残高がある事例が見受けられた。 切手は譲渡可能な有価物であることから、受払を厳格に行うべきであるが、受払簿の作成義務がないとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県政報告書等の送付は料金別納郵便又は業者発送を基本とすること。 購入は必要最小限とし、受払簿の作成及び提出を義務づけること。
案分率の適用方法	<ul style="list-style-type: none"> 手引では個別案分率を採用する場合は、案分率の正当性を客観的に説明できるようにすることが求められている。 印刷物については現物の提示を求め、占有割合により案分率を判断できたが、その他のものについては、書面による確認ができない事例が見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 政務活動とそれ以外の活動が混在している場合は、原則、共通案分率を適用すること。 共通案分率を用いない場合は、案分率の基礎となる合理的な算定の根拠を、書面により提出することを義務づけること。
年度区分の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 事務所賃貸料等、年間契約に係る支払において、12か月を超えて、経費を充当している事例が見受けられた。（二重計上はなかった。） 政務活動費の充当期を発生主義（納品等があった時点）としているもの、現金主義（支払があった時点）としているものが混在していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 二重計上や議員任期外の経費の充当などの誤りを防止するため、考え方を整理し、年度区分の明確化を図ること。
実績確認の充実	<ul style="list-style-type: none"> 単純な計算誤りや、同じ視察での前金払と精算払による額の相違など、確認の徹底や議員相互間の比較により、未然に防止できたと思われるものが見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 政務活動費の適切な執行を確保するため、事務局等による実績確認に係る審査機能の充実を図ること。 審査に当たっては、前払金の精算を確実にすること。
不適切な事務処理に対する返還、指導等の手続	<ul style="list-style-type: none"> 政務活動費の充当内容が不適切であった場合の会派及び議員に対する返還、指導等の有効な手立てが、条例に定められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 政務活動費の充当内容が不適切であった場合の返還、指導等の手続が明確になるよう条例を整備すること。

第 3 指 摘 項 目 の 内 容

1 本庁

企画県民部

1 収入の促進について（税務課）

平成25年度（決算時現在）における県税等の調定及び収入状況は次表のとおりで、収入未済額17,023,190,207円から法定徴収猶予分等360,227,857円を除いた収入未済額は、前年度と比較すると2,485,414,272円減少しているものの、16,662,962,350円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調定額に 対する収 入済額の 割合	前年度の 同割合	
		円	円	円	円	%	%	
県 税	県 民 税	個 人	242,491,783,912	228,116,612,559	1,171,717,775	13,203,453,578	94.1	93.2
		法 人	25,987,291,216	25,794,030,874	29,988,372	(13,940,600)	99.3	99.1
		利 子 割	4,496,434,344	4,496,434,344	0	0	100.0	100.0
		計	272,975,509,472	258,407,077,777	1,201,706,147	(13,940,600)	94.7	93.9
	事 業 税	個 人	6,715,671,354	6,330,865,459	31,440,705	353,365,190	94.3	92.6
		法 人	89,147,524,444	88,759,757,115	75,067,495	(47,719,487)	99.6	99.4
		計	95,863,195,798	95,090,622,574	106,508,200	(47,719,487)	99.2	98.9
	地 方 消 費 税	105,322,881,371	105,322,881,371	0	0	100.0	100.0	
	不 動 産 取 得 税	15,133,708,855	14,062,043,529	197,277,932	(30,578,091)	92.9	91.8	
	県 た ば こ 税	6,601,981,059	6,601,981,059	0	0	100.0	100.0	
	ゴ ル フ 場 利 用 税	4,146,341,688	4,143,921,488	0	2,420,200	99.9	99.9	
	自 動 車 取 得 税	7,539,414,200	7,539,414,200	0	0	100.0	100.0	
	軽 油 引 取 税	37,916,893,632	37,633,986,955	9,576,676	(267,989,679)	99.3	99.6	
	自 動 車 税	64,627,756,414	62,741,071,404	206,542,020	5,340,322	97.1	96.6	
	鉦 区 税	4,044,600	4,030,500	0	14,100	99.7	99.5	
	狩 猟 税	52,705,900	52,705,900	0	0	100.0	100.0	
	よ 旧 特 別 地 方 る 法 消 費 税 税 に 軽 油 引 取 税	382,511	21,789	0	360,722	5.7	55.0	
		4,096,800	440,000	0	3,656,800	10.7	4.2	
	計	610,188,912,300	591,600,198,546	1,721,610,975	(360,227,857)	97.0	96.6	
県 税 に 付 随 す る 税 外 収 入	1,238,743,205	1,051,580,090	31,075,687	156,087,428	84.9	82.7		
合 計	611,427,655,505	592,651,778,636	1,752,686,662	(360,227,857)	96.9	96.5		

(注) 収入未済額欄に法定徴収猶予分等を（ ）外書きした。

2 収税事務について（税務課）

平成25年度（決算時現在）における200万円以上の県税高額滞納者（法定徴収猶予等分を除く。）は、前年度と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は90人、総額は582,718,778円と依然として多い。

3 経理事務について（県民生活課、総務課、職員課、管財課）

- (1) 職員住宅の退去に伴う賃料及び駐車場料の歳入戻出において、4か月から8か月以上遅れているものが、87件、587,130円あった。
- (2) 土地の売却において、土地売却代金と契約保証金との差額等が納付されたときは、直ちに契約保証金を払い出し、土地売却代金へ充当することとしているのに、総務課への連絡を漏らしたため、差額等の納付後、4か月から8か月以上経過して契約保証金の払出し等をしているものが、7件、113,905,266円あった。
- (3) 小型四輪乗用車の売払にかかる不用物品売払収入等が、2件、158,200円調定漏れとなっていた。
- (4) （節）建物賃貸料で収入すべき職員住宅屋上の貸付に係る建物使用料、1件、114,502円を（節）土地賃貸料で収入していた。

4 契約事務について（科学振興課）

放射光産業利用推進業務委託において、完了検査における実績確認が不十分であったため、完了していない業務があるにもかかわらず、全て完了したのものとして委託料を支払っていた。

健康福祉部

1 収入の促進について（生活支援課、障害福祉課、障害者支援課、児童課、医務課）

平成25年度における母子寡婦福祉資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると23,924,695円減少しているものの、316,066,873円と多額となっている。

区 分			調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合	
			円	円	円	円	%	%	
一 般 会 計	児 福 施 弁 償	童 社 設 金	現年度分	47,335,284	46,184,182	0	1,151,102	97.6	95.4
			滞納繰越分	24,969,019	825,346	6,090,293	18,053,380	3.3	4.5
			計	72,304,303	47,009,528	6,090,293	19,204,482	65.0	58.7
	生 保 弁 護 償	活 費 金	現年度分	14,370,676	13,500,820	0	869,856	93.9	98.1
			滞納繰越分	2,002,389	154,000	105,000	1,743,389	7.7	5.0
			計	16,373,065	13,654,820	105,000	2,613,245	83.4	92.2
	障 害 福 祉 施 弁 償	児 設 金	現年度分	3,716,194	3,261,194	0	455,000	87.8	82.3
			滞納繰越分	6,705,736	508,150	1,543,124	4,654,462	7.6	10.4
			計	10,421,930	3,769,344	1,543,124	5,109,462	36.2	27.9
	看 護 師 学 生 等 修 学 資 金 貸 付 返 還 金 に か か る 違 約 金	等 金	現年度分	934,544	482,417	0	452,127	51.6	52.0
			滞納繰越分	3,992,727	268,578	0	3,724,149	6.7	2.6
			計	4,927,271	750,995	0	4,176,276	15.2	18.6
	児 童 扶 養 手 当 金 返 納	当 金	現年度分	400,210	181,390	0	218,820	45.3	97.1
			滞納繰越分	15,628,210	1,531,010	1,061,350	13,035,850	9.8	6.5
			計	16,028,420	1,712,400	1,061,350	13,254,670	10.7	12.5
	看 護 師 学 生 等 修 学 資 金 貸 付 返 還 金	等 金	現年度分	15,804,570	13,024,600	0	2,779,970	82.4	85.8
			滞納繰越分	23,519,636	2,232,671	1,152,000	20,134,965	9.5	10.8
			計	39,324,206	15,257,271	1,152,000	22,914,935	38.8	52.3
心 身 障 害 者 扶 養 共 済 金 加 入	共 済 金	現年度分	95,321,280	95,293,480	0	27,800	99.9	99.5	
		滞納繰越分	10,362,310	339,400	697,980	9,324,930	3.3	6.8	
		計	105,683,590	95,632,880	697,980	9,352,730	90.5	90.9	
雑 入 の う ち 児 童 扶 養 手 当 金 返 納	手 当 金	現年度分	0	0	0	0	—	—	
		滞納繰越分	1,380,840	48,000	0	1,332,840	3.5	5.3	
		計	1,380,840	48,000	0	1,332,840	3.5	5.3	
雑 入 の う ち 医 療 施 設 近 代 化 施 設 整 備 事 業 補 助 金 返 還	補 助 金	現年度分	0	0	0	0	—	—	
		滞納繰越分	96,033,000	0	0	96,033,000	0.0	0.0	
		計	96,033,000	0	0	96,033,000	0.0	0.0	
特 別 会 計	母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 償 還 金	現年度分	188,113,664	174,931,062	0	13,182,602	93.0	92.8	
		滞納繰越分	151,853,451	22,865,420	95,400	128,892,631	15.1	12.7	
		計	339,967,115	197,796,482	95,400	142,075,233	58.2	57.0	
合 計		現年度分	365,996,422	346,859,145	0	19,137,277	—	—	
		滞納繰越分	336,447,318	28,772,575	10,745,147	296,929,596	—	—	
		計	702,443,740	375,631,720	10,745,147	316,066,873	—	—	

2 予算執行について（障害福祉課、生活衛生課）

歳出予算の財源を特定財源に求める場合は、この特定財源の確保に応じ、歳出予算を執行すべきである。（事項）地域の元気推進費（繰越明許費）等においては、充当すべき特定財源を1,701,227,000円計上していたが、収入額は1,284,897,433円で416,329,567円の歳入不足を生じているのに、1,599,242,833円支出したため、86,347,400円の歳出超過となっ

ていた。

3 補助事業について（医務課）

小児救急医療相談事業において、補助金額の算定を誤ったため、平成25年度分補助金が、2件、92,000円過大支出となっていた。

4 経理事務について（社会福祉課、こども政策課、児童課）

- (1) 普通財産の賃貸借契約に伴う土地賃貸料（2件、824,961円）の調定が、3か月から7か月以上遅れ、平成26年3月10日及び3月31日となっていた。
- (2) （節）報酬で支出すべき兵庫県子ども・子育て会議開催に係る委員報酬、3件、671,200円が、（節）報償費で支出されていた。
- (3) 支給要件を満たさないのに手当を支給したこと等のため、平成25年度分単身赴任手当等が、2件、382,524円過大支給、2件、68,934円過少支給となっていた。
- (4) 国庫支出金返納金（医療施設運営費等補助金等）を返納期限日までに支払わなかったため、延滞金が、2件、83,327円発生していた。

5 契約事務について（児童課）

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、児童虐待に関する県民意識調査事業に係る委託契約で、契約保証金の徴収等をしていない契約が、1件（契約額5,250,000円）あった。

産業労働部

1 収入の促進について（経営商業課）

平成25年度における小売商業店舗等共同化資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると613,077,319円増加しており、7,258,435,978円と多額となっている。

区 分		調定額	収入済額	不 納 欠損額	収入未済額	調定額に 対する 収入済額 の割合	前年度の 同 割 合
		円	円	円	円	%	%
設備近代化 資金貸付金 償 還 金	現年度分	0	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	9,423,840	0	0	9,423,840	0.0	0.2
	計	9,423,840	0	0	9,423,840	0.0	0.2
共同施設 資金貸付金 償 還 金	現年度分	235,293,000	231,293,000	0	4,000,000	98.3	99.8
	滞納繰越分	998,210,220	3,583,120	0	994,627,100	0.4	0.1
	計	1,233,503,220	234,876,120	0	998,627,100	19.0	19.2
小売商業店舗等 共同化資金 貸付金償還金	現年度分	667,323,000	161,982,000	0	505,341,000	24.3	28.0
	滞納繰越分	2,149,212,000	4,700,000	0	2,144,512,000	0.2	0.2
	計	2,816,535,000	166,682,000	0	2,649,853,000	5.9	8.5
企業合同 資金貸付金 償 還 金	現年度分	50,000,000	50,000,000	0	0	100.0	100.0
	滞納繰越分	27,980,753	0	0	27,980,753	0.0	0.0
	計	77,980,753	50,000,000	0	27,980,753	64.1	57.3
工場共同化 資金貸付金 償 還 金	現年度分	5,000,000	5,000,000	0	0	100.0	100.0
	滞納繰越分	837,979,000	11,200,000	0	826,779,000	1.3	1.6
	計	842,979,000	16,200,000	0	826,779,000	1.9	4.7
産地知識 集約化資金 貸付金償還金	現年度分	0	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	157,180,000	1,200,000	0	155,980,000	0.8	0.8
	計	157,180,000	1,200,000	0	155,980,000	0.8	0.8
地域改善対策 高度化資金 貸付金償還金	現年度分	500,000	500,000	0	0	100.0	100.0
	滞納繰越分	1,266,769,000	1,250,000	0	1,265,519,000	0.1	0.1
	計	1,267,269,000	1,750,000	0	1,265,519,000	0.1	0.1
地場産業等 振興近代化 資金貸付金 償 還 金	現年度分	0	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	8,192,607	280,000	0	7,912,607	3.4	1.7
	計	8,192,607	280,000	0	7,912,607	3.4	1.7
小売商業等 商店街近代化 資金貸付金 償 還 金	現年度分	212,448,000	86,733,000	0	125,715,000	40.8	97.3
	滞納繰越分	346,701,927	80,000	0	346,621,927	0.0	1.1
	計	559,149,927	86,813,000	0	472,336,927	15.5	18.5
設備近代化 資 金 違約弁償金	現年度分	0	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	2,411,975	0	0	2,411,975	0.0	0.0
	計	2,411,975	0	0	2,411,975	0.0	0.0
高度化資金 違約弁償金	現年度分	371,083	28,644	0	342,439	7.7	100.0
	滞納繰越分	691,494,221	0	0	691,494,221	0.0	0.0
	計	691,865,304	28,644	0	691,836,660	0.0	0.0
高度化資金 貸付金利子	現年度分	10,428,597	9,522,837	0	905,760	91.3	91.4
	滞納繰越分	145,998,367	933,760	0	145,064,607	0.6	0.0
	計	156,426,964	10,456,597	0	145,970,367	6.7	6.4
設 備 資 金 違約弁償金	現年度分	0	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	3,804,749	0	0	3,804,749	0.0	0.0
	計	3,804,749	0	0	3,804,749	0.0	0.0
合 計	現年度分	1,181,363,680	545,059,481	0	636,304,199	—	—
	滞納繰越分	6,645,358,659	23,226,880	0	6,622,131,779	—	—
	計	7,826,722,339	568,286,361	0	7,258,435,978	—	—

2 管理事務について（能力開発課）

賃貸借契約をしていない通信線を共架されている電力柱が、2本あった。

農政環境部

1 収入の促進について（農林経済課）

平成25年度の農業改良資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると3,018,243円減少しているものの、49,278,556円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対	前年度の
						する収入済	同割 合
		円	円	円	円	%	%
農 業 改 良 資 金 貸 付 金 償 還 金	現年度分	40,015,000	40,015,000	0	0	100.0	99.0
	滞納繰越分	46,054,805	2,550,000	849,000	42,655,805	5.5	7.6
	計	86,069,805	42,565,000	849,000	42,655,805	49.5	53.7
違 約 弁 償 金	現年度分	2,202,151	1,169,407	0	1,032,744	53.1	100.0
	滞納繰越分	6,241,994	651,987	0	5,590,007	10.4	10.6
	計	8,444,145	1,821,394	0	6,622,751	21.6	13.4
合 計	現年度分	42,217,151	41,184,407	0	1,032,744	—	—
	滞納繰越分	52,296,799	3,201,987	849,000	48,245,812	—	—
	計	94,513,950	44,386,394	849,000	49,278,556	—	—

（注） 貸付金の償還事務は兵庫県信用農業協同組合連合会に委託している。

2 経理事務について（農産園芸課）

普通財産の貸付に伴う土地賃貸料（1件、141,891円）の調定が、3か月以上遅れ、平成25年7月16日となっていた。

3 契約事務について（農地整備課、治山課）

- (1) 契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、ため池概略調査業務等に係る契約で、契約保証金の徴収等をしていない契約が、2件（契約総額69,427,650円）あった。
- (2) 治山事業支援システム改良業務委託において、業務内容を追加したにもかかわらず、変更契約の締結が5か月以上遅れているものが、1件（当初契約額7,350,000円、変更後10,605,000円）あった。

県土整備部

1 収入の促進について（道路保全課、港湾課、住宅管理課）

平成25年度における県営住宅使用料等の収入状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると292,982,226円減少しているものの、2,435,556,989円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合	
		円	円	円	円	%	%	
一 般 会 計	港湾施設占用料	現年度分	680,877,080	672,791,400	0	8,085,680	98.8	98.5
		滞納繰越分	31,027,660	6,404,120	0	24,623,540	20.6	21.2
		計	711,904,740	679,195,520	0	32,709,220	95.4	95.5
	海岸占用料	現年度分	47,422,510	46,279,230	0	1,143,280	97.6	99.1
		滞納繰越分	10,873,241	2,926,350	1,203,240	6,743,651	26.9	13.6
		計	58,295,751	49,205,580	1,203,240	7,886,931	84.4	81.6
	雑入のうち道路 損傷行為に係る 費用負担金	現年度分	0	0	0	0	—	—
		滞納繰越分	2,582,475	0	0	2,582,475	0.0	0.0
		計	2,582,475	0	0	2,582,475	0.0	0.0
特 別 会 計	港湾施設使用料	現年度分	2,060,602,850	2,052,199,340	0	8,403,510	99.6	99.7
		滞納繰越分	161,646,901	3,119,520	0	158,527,381	1.9	2.1
		計	2,222,249,751	2,055,318,860	0	166,930,891	92.5	92.6
	県営住宅使用料	現年度分	11,974,019,550	11,834,847,743	0	139,171,807	98.8	98.6
		滞納繰越分	795,242,123	152,938,917	98,349,759	543,953,447	19.2	21.1
		計	12,769,261,673	11,987,786,660	98,349,759	683,125,254	93.9	93.8
	ひょうご県民 住宅使用料	現年度分	168,249,974	166,227,184	0	2,022,790	98.8	98.9
		滞納繰越分	12,513,389	1,841,500	0	10,671,889	14.7	11.4
		計	180,763,363	168,068,684	0	12,694,679	93.0	93.3
	借上県営 住宅使用料	現年度分	709,511,066	701,334,064	0	8,177,002	98.8	98.3
		滞納繰越分	84,937,063	9,437,114	14,351,940	61,148,009	11.1	16.0
		計	794,448,129	710,771,178	14,351,940	69,325,011	89.5	90.5
	弁 償 金	現年度分	30,195,766	6,827,945	0	23,367,821	22.6	22.4
		滞納繰越分	1,624,708,461	10,013,303	177,760,451	1,436,934,707	0.6	0.7
		計	1,654,904,227	16,841,248	177,760,451	1,460,302,528	1.0	1.3
合 計	現年度分	15,670,878,796	15,480,506,906	0	190,371,890	—	—	
	滞納繰越分	2,723,531,313	186,680,824	291,665,390	2,245,185,099	—	—	
	計	18,394,410,109	15,667,187,730	291,665,390	2,435,556,989	—	—	

(注) 県営住宅使用料、ひょうご県民住宅使用料及び借上県営住宅使用料は、収納事務を兵庫県住宅供給公社等に委託している。

2 経理事務について（砂防課）

平成25年度に消滅時効が完成した行政代執行弁償金1,870,280円の不納欠損の決定が、1年以上経過した26年6月23日に行われていた。

3 廃道・廃川敷地の管理について（用地課）

平成26年3月末現在において普通財産として管理している廃道・廃川敷地の無断使用は、4件、247平方メートルである。

4 契約事務について（契約管理課）

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、土木占使用システム拡張開発（新財務会計対応）業務委託契約で、契約保証金の徴収等をしていない契約が、1件（契約額4,725,000円）あった。

企業庁

1 土地の売却について（地域整備事業会計）

平成25年度末現在における売却可能な土地は、1,630,421平方メートルあり、そのうち売却可能になってから10年以上経過しているもの（自己使用中のもの等を除く。）は、364,439平方メートルある。

2 未収金について（地域整備事業会計）

平成25年度末現在における営業未収金等は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、11件、4,622,644円である。

病院局

1 経営成績について

当年度の決算は、旧淡路病院の建物等の除却処分に伴う特別損失1,904,879,137円があったこと等のため、1,480,173,667円の純損失となっている。

2 未収金について

平成25年度末現在における各病院の未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、3,213件、217,494,150円（正当徴収不能引当金計上額を除く。）であり、前年度と比較すると未収金額が増加している。

議会事務局

政務活動費について

- (1) 錯誤等により、平成25年度収支報告書の金額訂正が必要なものが、実人員10名、639,560円あった。
- (2) 元議員1名の政務活動費の充当が刑事事件にまで及ぼうとしていることは、誠に遺憾である。

教育委員会事務局

1 収入の促進について（財務課、高校教育課）

平成25年度における高校奨学資金貸付金返還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると36,355,587円増加しており、1,317,768,833円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合
		円	円	円	円	%	%
違 約 金	現年度分	0	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	3,036,600	0	0	3,036,600	0.0	0.0
	計	3,036,600	0	0	3,036,600	0.0	47.9
高 等 学 校 奨学資金貸付金 返 還 金	現年度分	339,113,500	274,116,150	0	64,997,350	80.8	78.8
	滞納繰越分	319,010,973	34,366,753	0	284,644,220	10.8	9.8
	計	658,124,473	308,482,903	0	349,641,570	46.9	47.9
勤 労 生 徒 奨 学 資 金 貸 付 金 返 還 金	現年度分	352,000	184,000	0	168,000	52.3	91.3
	滞納繰越分	2,069,500	56,000	0	2,013,500	2.7	13.1
	計	2,421,500	240,000	0	2,181,500	9.9	22.5
高 校 奨 学 資 金 貸 付 金 返 還 金 (地域改善対策奨学 資金貸付金(高校))	現年度分	53,456,780	27,927,240	0	25,529,540	52.2	50.4
	滞納繰越分	503,658,153	21,150,630	0	482,507,523	4.2	4.8
	計	557,114,933	49,077,870	0	508,037,063	8.8	10.0
大 学 奨 学 資 金 貸 付 金 返 還 金 (地域改善対策奨学 資金貸付金(大学))	現年度分	167,830,800	126,530,450	0	41,300,350	75.4	73.5
	滞納繰越分	437,940,050	24,368,300	0	413,571,750	5.6	6.9
	計	605,770,850	150,898,750	0	454,872,100	24.9	26.7
合 計	現年度分	560,753,080	428,757,840	0	131,995,240	—	—
	滞納繰越分	1,265,715,276	79,941,683	0	1,185,773,593	—	—
	計	1,826,468,356	508,699,523	0	1,317,768,833	—	—

2 補助事業について（文化財課）

消費税及び地方消費税の申告により補助事業における仕入れに係る税額控除が確定した場合は、補助事業者に速やかに税額控除の状況を報告させ、補助金の一部を返還させる必要があるのに、補助事業者から誤った内容の報告書を受理したため、平成25年度文化財保存整備費等補助事業において、補助金が、1件、308,122円過大支出となっていた。

警察本部

1 収入の促進について

平成25年度における放置違反金等の収入状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると79,222,979円減少しているものの、494,641,482円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合
		円	円	円	円	%	%
延滞金 (放置違反 金に係る延 滞金)	現年度分	41,969,200	17,294,000	14,500	24,660,700	41.2	32.1
	滞納繰越分	90,513,861	514,300	10,537,261	79,462,300	0.6	1.0
	計	132,483,061	17,808,300	10,551,761	104,123,000	13.4	11.5
過料等 (放置違反 金)	現年度分	1,033,865,000	948,990,392	76,000	84,798,608	91.8	90.4
	滞納繰越分	479,773,000	116,805,775	57,247,351	305,719,874	24.3	19.6
	計	1,513,638,000	1,065,796,167	57,323,351	390,518,482	70.4	68.3
合 計	現年度分	1,075,834,200	966,284,392	90,500	109,459,308	—	—
	滞納繰越分	570,286,861	117,320,075	67,784,612	385,182,174	—	—
	計	1,646,121,061	1,083,604,467	67,875,112	494,641,482	—	—

2 経理事務について

(節) 不用物品売払収入で収入すべき重要物品以外の自動車(小型二輪自動車)の売払代金、2件、477,100円が、(節) 自動車売払収入で収入されていた。

2 地方機関等

(企画県民部関係)

兵庫陶芸美術館

収入の促進について

平成25年度(26年4月末現在)における目的外使用許可等収入等の収入未済は、18件、1,504,424円である。

神戸県民センター

県民交流室

物品の損傷について

平成25年7月8日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷(損傷額123,018円)していた。

神戸県税事務所

1 収税事務について

平成25年度（26年4月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は38人、総額は297,833,142円で、うち滞納繰越分は、131,224,575円である。

2 課税事務について

不動産貸付業の事業性認定を誤ったため、平成25年度分個人事業税が、1件、288,800円過大課税となっていた。

神戸土木事務所

管理事務について

平成26年3月末現在において当所が把握している廃川敷地の無断使用は、2件、105平方メートルである。

阪神南県民センター

県民交流室

物品の損傷について

平成25年6月20日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額105,000円）していた。

西宮県税事務所

収税事務について

平成25年度（26年4月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は15人、総額は59,428,295円で、うち滞納繰越分は、37,824,395円である。

西宮土木事務所

1 収入の促進について

平成25年度（26年4月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は100件、総額は178,013,776円で、うち滞納繰越分は、70件、167,842,741円である。

2 経理事務について

- (1) 港湾施設使用料の所属年度を誤り、平成25年度収入とすべきところを26年度収入としているものが、1件、180,000円あった。
- (2) 港湾施設使用料（1件、90,000円）の調定が、4か月以上遅れ、平成26年3月14日となっていた。

3 管理事務について

平成26年3月末現在において当所が把握している廃川敷地の無断使用は、1件、67平方メートルである。

4 占・使用許可事務について

平成25年3月までに許可期間が満了した河川占用等のうち、26年4月末現在許可更新手続き未了のものが4件ある。

阪神北県民局

総務企画室

物品の損傷等について

平成25年4月16日から26年3月1日までの間に発生した自損事故等により、公用車6台を損傷（県有車両損傷額609,650円、リース車修繕費280,906円）するとともに、相手方の修繕費等（13,560円）を負担していた。

伊丹県税事務所

収税事務について

平成25年度（26年4月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は13人、総額は84,973,922円で、うち滞納繰越分は、60,000,922円である。

宝塚健康福祉事務所

経理事務について

長期自主研修による休職に伴う除算期間の算定を誤ったため、平成25年度分期末手当が、1件、205,595円過少支給となっていた。

阪神農林振興事務所

予算執行について

農業競争力強化基盤整備事業の移転補償にかかる予算が令達されていないのに、移転補償契約を締結しているものが、1件、2,030,840円あった。

宝塚土木事務所

1 収入の促進について

平成25年度（26年4月末現在）における雑入（道路損傷行為に係る費用負担金）等の収入未済は、前年度と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は5件、総額は2,663,745円で、うち滞納繰越分は、4件、2,662,515円である。

2 管理事務について

平成26年3月末現在において当所が把握している廃川敷地の無断使用は、1件、75平方メートルである。

3 占・使用許可事務について

平成25年3月までに許可期間が満了した河川占用のうち、26年4月末現在許可更新手続き未了のものが2件ある。

4 工事関係事務について

積上げ計上すべき建設機械の運搬費を計上しなかったため、道路橋りょう維持修繕事業の設計が、1件、244,650円過少設計となっていた。

丹波県民局

県民交流室

1 物品の損傷等について

平成25年4月12日から26年2月20日までの間に発生した自損事故等により、公用車7台を損傷（県有車両損傷額181,029円、リース車修繕費309,616円）するとともに、相手方の修繕費（79,809円）を負担していた。

2 公用車の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、これを怠ったこと等のため、当県民局が把握した公用車9台の損傷は、損傷の発生時期や原因が不明となっていた。

(健康福祉部関係)

県立健康生活科学研究所

契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、モニタリングポスト購入等に係る契約で、契約保証金の徴収等をしていない契約が、3件（契約総額11,933,565円）あった。

西宮こども家庭センター

収入の促進について

平成25年度（26年4月末現在）における障害児福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は374件、総額は5,627,545円で、うち滞納繰越分は、338件、5,213,958円である。

川西こども家庭センター

収入の促進について

平成25年度（26年4月末現在）における児童福祉施設弁償金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は439件、総額は6,514,799円で、うち滞納繰越分は、427件、6,344,734円である。

(産業労働部関係)

県立工業技術センター

1 経理事務について

職員の職務発明に係る補償金等の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに補償、補填及び賠償金を支出していたものが、6件（総額157,935円）あった。

2 契約事務について

県立工業技術センター受託研究業務取扱要綱では、契約書を省略できるのは契約金額が50万円以下のもの等に限られているが、環境対応型難燃性革研究開発事業に係る受託研究（契約額4,998,000円）は、契約書を作成していなかった。

兵庫障害者職業能力開発校

職業訓練生の充足について

平成25年度の製版科における職業訓練生の定員に対する入校率が45%と著しく低調である。

(企業庁関係)

猪名川広域水道事務所

経理事務について

薬品のたな卸に当たり、単価の入力を誤ったため、貯蔵品（薬品）が、1件、1,636,700円過少計上となっていた。

姫路利水事務所

管理事務について

使用許可のない通信線を共架されている電力柱が、1本あった。

播磨科学公園都市まちづくり事務所

未収金について

平成25年度末現在における未収金は、19件、1,856,711円である。

(病院局関係)

県立尼崎病院

1 未収金について

平成25年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、672件、39,360,489円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

臨床検査業務委託に係る支払において、誤った契約単価による請求に基づき支払ったため、委託料が、1件、78,010円過大支出となっていた。

県立塚口病院

1 未収金について

平成25年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、378件、24,375,292円（正当徴収不能引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

- (1) 診療に関する未収金のうち、消滅時効期間（3年）を経過したものについて、徴収不能引当金を計上しなかったため、徴収不能引当損が、2件、110,606円計上漏れとなっていた。
- (2) 返納額の算定を誤ったこと等のため、平成25年度分通勤手当等が、12件、56,190円過大支給となっていた。
- (3) 薬品のたな卸に当たり、変更契約後の最終購入単価を適用しなかったため、貯蔵品（薬品）が、1件、61,910円過大計上となっていた。

県立西宮病院

未収金について

平成25年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、974件、29,059,469円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

県立加古川医療センター

1 経営成績について

当年度の純損失は、148,218,476円となっている。

2 未収金について

平成25年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、449件、50,331,539円（徴収不能引当金計上額を除く。）であり、前年度と比較すると未収金額が増加している。

3 経理事務について

- (1) 平成25年度末の未払金計上において、未払金を二重に計上したため、賃金が、15件、1,544,100円過大計上となっていた。
- (2) 賃金の未払金計上に当たり、賃金から控除する雇用保険料本人負担分の収益計上を行わなかったため、その他医業外収益が、62件、57,742円過少計上となっていた。
- (3) 診療材料等のたな卸に当たり、県立加古川医療センターが所有していない材料を計上

したこと等のため、貯蔵品（診療材料）が、1件、751,520円過大計上、また、貯蔵品（給食材料）が、1件、68,895円過大計上となっていた。

4 契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、臨床検査業務委託に係る契約で、契約保証金の不足している契約が、1件（不足額450,000円）あった。

県立淡路医療センター

1 経営成績について

旧病院の建物等の除却処分に伴う特別損失1,904,879,137円があったこと等のため、当年度の純損失は、2,618,098,376円となっている。

2 未収金について

平成25年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、190件、21,893,219円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

3 経理事務について

- (1) 休職期間を勤務期間から除算しなかったため、平成25年度分勤勉手当が、1件、58,117円過大支給となっていた。
- (2) 耐用年数の適用を誤ったため、器械備品の減価償却費が、1件、90,882円過大計上となっていた。
- (3) 旧淡路病院の除却処分に伴う経理処理を誤ったため、特別損失が、1件、26,500,000円過大計上となっていた。
- (4) 薬品のたな卸に当たり、変更契約後の最終購入単価を適用しなかったため、貯蔵品（薬品）が、1件、701,852円過大計上となっていた。

4 契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、ウェブサイト製作業務委託に係る契約で、契約保証金の徴収等をしていない契約が、1件（契約額3,570,000円）あった。

県立光風病院

1 経営成績について

当年度の純損失は、559,190,375円となっており、前年度の443,708,275円と比較して、115,482,100円増加している。

2 未収金について

平成25年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、88件、18,596,700円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

3 予算執行について

児童思春期センターに係る初度備品のうち、固定資産に該当しない1件10万円未満の備品は（款）病院事業費用で支出すべきであるのに、サイドワゴン等305点、8,793,645円が、（款）資本的支出で支出されていた。

4 経理事務について

- (1) 短時間勤務職員が院内保育所を利用する場合は、週当たりの勤務時間に応じ利用料金を減額すべきであるのに、これを漏らしたため、その他医業外収益が、1件、50,600円過大計上となっていた。
- (2) 期末手当及び勤勉手当の支給基準日前1か月以内の退職者に支給を漏らしたこと等のため、平成25年度分賃金等が、5件、434,692円支給漏れとなっていた。

5 契約事務について

- (1) 予定価格が250万円を超える工事については競争入札により契約を締結する必要があるが、平成25年9月の台風18号による豪雨で崩落した敷地内法面等の補修工事を250万円以下の工事28件に分割（契約総額8,185,800円）し、随意契約により契約していた。
- (2) 契約金額を月額とした契約に係る契約保証金は年額に相当する金額の100分の10以上を徴収等すべきであるのに、月額の100分の10を徴収等したこと等のため、患者給食の一部業務委託等に係る契約で、契約保証金の不足している契約が、3件（不足額206,138円）あった。

県立柏原病院

1 経営成績について

当年度の純損失は、673,646,240円となっており、前年度の792,638,067円と比較して、118,991,827円減少している。

2 未収金について

平成25年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、87件、4,528,896円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

3 経理事務について

耐用年数の適用を誤ったため、減価償却費が、9件、631,482円過大計上となっていた。

4 契約事務について

予定価格が250万円を超える工事については競争入札により契約を締結する必要があるが、5階北病棟改修工事を250万円以下の工事9件に分割（契約総額20,319,600円）し、随意契約により契約していた。

県立こども病院

1 未収金について

平成25年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、164件、8,329,614円（正当徴収不能引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

診療に関する未収金のうち、消滅時効期間（3年）を経過したものについて、徴収不能引当金を計上しなかったため、徴収不能引当損が、3件、436,192円計上漏れとなっていた。

県立がんセンター

1 未収金について

平成25年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、123件、8,985,469円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

2 診療報酬請求事務について

麻酔時間を誤って算定したため、診療報酬が、2件、54,600円過大請求となっていた。

県立姫路循環器病センター

1 未収金について

平成25年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較する

と未収金額は減少しているものの、74件、4,931,653円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

- (1) 医療機器の除却処分に伴う経理処理を行っていなかったため、有形固定資産（器械備品）が、1件、1,475,000円過大計上となっていた。
- (2) 週休日及び休日に出張を命じた職員について支給を漏らした事等のため、平成25年度分時間外勤務手当が、16件、127,598円過少支給となっていた。

県立粒子線医療センター

1 未収金について

平成25年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、13件、7,101,810円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

- (1) 長期貸付金（分割返済中の治療費）を自己破産に伴い不納欠損するときは、（目）医業外雑損失で計上すべきであるのに、長期貸付金、1件、1,451,400円の不納欠損に際し、（目）徴収不能引当損を計上していた。
- (2) 週休日に出張を命じた職員について支給を漏らした事等のため、平成25年度分時間外勤務手当等が、6件、59,879円過少支給となっていた。

(教育委員会関係)

丹波教育事務所

経理事務について

平成24年度に歳出戻入又は調定すべき平成21年度分から24年度分の給与過払金返納金を25年度歳入としているものが、11件、980,390円あった。

県立人と自然の博物館

経理事務について

- (1) （節）目的外使用許可等収入で収入すべき行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等、3件、247,240円が（節）雑入で収入されていた。
- (2) 週休日に勤務を命じた職員について支給を漏らしたため、平成25年度分時間外勤務手

当が、7件、84,605円支給漏れとなっていた。

- (3) (節) 備品購入費で支出すべき資材用物置の購入代金、1件、610,000円が、(節) 需用費で支出されていた。

篠山鳳鳴高等学校

経理事務について

支給割合の適用を誤ったため、平成25年度分期末手当が、1件、72,170円過少支給となっていた。

3 財政的援助団体等

公立大学法人 兵庫県立大学

契約事務について

- (1) 高度産業科学技術研究所及び放射光ナノテクセンターにおけるビームライン改修に係る契約において、納品時の検収が不十分であったため、完了していない業務があるにもかかわらず、全て完了したものととして契約代金の全額を支出しているものが、2件あった。
- (2) 契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、警備業務委託契約で、契約保証金の徴収等をしていない契約が、1件（契約額4,505,760円）あった。

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター

収入の促進について

平成25年度末現在における割賦設備償還金等の収入未済は、前年度と比較すると83,665,029円減少しているものの、145企業(171件)、752,666,097円(未収貸付金90,961,813円、未収規定損害金74,405,915円、未収損害賠償金198,568,041円、未収割賦設備償還金237,635,554円、未収リース料131,626,119円、未収割賦損料15,700,665円、その他営業未収債権3,767,990円)である。

兵庫県住宅供給公社

1 収入の促進について

- (1) 平成25年度末現在における公社住宅に係る家賃及び割賦金（分譲住宅入居者償還金、共益費）の収入未済額は、前年度と比較すると20,560,377円減少しているものの、263,467,085円で、うち6か月分以上の滞納は、178人（延べ2,442か月分）、141,789,438

円である。

- (2) 平成25年度末現在における賃貸住宅の団地等に設置した駐車場に係る使用料等の収入未済額は、前年度と比較すると4,702円減少しているものの、27,701,565円で、うち6か月分以上の滞納は、140人、21,753,298円である。
- (3) 平成25年度末現在における賃貸住宅等の入居者が負担すべき経費の収入未済額は、前年度と比較すると5,522,242円減少しているものの、100,410,545円で、うち過年度分の滞納は、449人、74,571,680円である。

2 県から委託を受けた県営住宅使用料等の収納の促進について

平成25年度（26年5月末現在）における県営住宅使用料等の収入未済額は、前年度と比較すると52,918,008円減少しているものの、367,118,621円で、うち6か月分以上の滞納は、706人（延べ9,140か月分）、270,539,054円である。

3 経理事務について

二重に計上したため、退職給付引当金が、1件、2,375,874円過大計上となっていた。